

部活動に係る活動方針



青森県立野辺地高等学校

部活動に係る活動方針

1 策定の趣旨

部活動は、学校の教育活動の一環として、各部活動の責任者（顧問）の指導の下、スポーツや文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が参加して行われている。体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、部員同士や生徒と教師等との好ましい人間関係が構築され、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい活動である。また、生徒、保護者及び地域の学校への信頼感をより高めることにつながっており、学校の一体感や愛校心を醸成することも現に認められる。

しかし、部活動の一部には、活動時間が長時間に及んだり、休養日がとりづらくなっている状況が見られるため、生徒の生活全体を見渡して、休養日や活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。また、全国的には部活動における行き過ぎた指導や過熱化、指導する教職員の多忙化等の課題が指摘されている。

本活動方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月文化庁）【以下、「国のガイドライン」という。】及び運動部活動の指針（平成30年12月青森県教育委員会）、文化部活動の指針（令和元年8月青森県教育委員会）【以下、「県の指針」という。】に則り、本校の実情を踏まえ、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、文化芸術分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指して策定する。

- (1) 豊かな人生を実現するための資質や能力の育成を図るとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- (2) 教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ること。
- (3) 学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的な部活動の運営に取り組むこと。
- (4) 学校全体として部活動の指導・運営に関する体制を構築すること。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定

ア 校長は、「国のガイドライン」及び「県の指針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部顧問は以下の①、②を策定し校長に提出する。

①年間指導計画（活動日・休養日及び参加大会日程等）【様式1】

②月間指導計画（予定及び実績、活動日時・場所・休養日及び大会参加日等）

【様式2】

イ 校長は活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教職員の数等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう適正な数の部を設置する。

イ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、外部指導者の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、部顧問が希望する部に当該スポーツ及び文化芸術に関する専門的な知識と技能を有し、指導力を兼ね備えた外部指導者を委嘱することができる。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し生徒が安全に部活動を行い、部顧問の負担が過度にならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 校長は、必要に応じて部活動の活動方針及び活動計画等について、教職員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会（部活動保護者会等）を設定する。

3 適切な休養日等の設定

(1) 部活動における休養日及び活動時間については、家庭学習の時間等を確保できるようにするとともに、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。）

イ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いで行う。

エ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

オ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

カ 主要な大会等の時期を「ハイシーズン」として活動できることとするが、その分、それ以外の時期に休養日を十分確保する。

キ 教育目標や学校の特色、競技種目の特性および生徒の競技に対する志向等を考慮し、弾力的に取り扱えるものとする。この場合は、原則週1日以上以上の休養日を確保しながら、定期試験前の期間や年末年始等の学校閉庁日等における休止日の設定も含め、年間で104日（平均して週2日）程度の休養日を確保する。

(2) 休養日及び活動時間の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期考査期間等、部共通、学校全体の部活動休養日を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズに応じた活動の推進

ア 校長は、生徒数減少に伴う部員数の不足等の実情を踏まえ、単一の学校では対外的な競技及び文化芸術分野の大会等への参加が困難な場合には、生徒の部活動参加への意欲が損なわれないことがないよう、複数校の生徒による合同参加等の取組について方策を検討する。

5 年間指導計画および月間指導計画の提出（入力）

(1) 年間指導計画（当該年度4月上旬：当該年度の顧問が作成）

(2) 月間指導計画（予定：前月25日まで、実績：翌月5日まで）

6 定期考査期間における部活動禁止について

(1) 禁止期間

定期考査（各中間及び期末考査）の前一週間及び考査実施日（最終日を除く）

(2) 禁止理由

- ア 考査前の十分な学習時間を確保するため。
- イ 放課後等を利用した補講や個別指導時間を確保するため。
- ウ 学習活動に専念できる環境を整えるため。
- エ 特に成績不振生徒に対して、考査に向かう早めの意識付けと学習生活リズムの確立を図るため。

(3) 特例について

考査期間（考査一週間前から考査最終日）及び考査最終日から数えて7日以内に、部活動の成果を発揮する各種大会や発表会等が予定されている場合は、特例として活動を許可する。

ア 時間外の活動願の提出

考査10日前までに生徒指導保健部に申請し、許可を得た場合のみ活動できるものとする。

イ 時間外の活動願の対象

県高体連・高文連の主催大会（地区予選会を含む）

ウ 時間外の活動の許可時間

- ①考査前一週間（授業日）は午後5時までとする。
- ②考査実施期間中は、その日の全学年の考査が終了してから活動を開始して、2時間以内までとする。
- ③考査直前の土曜・日曜日（週休日）は禁止とする。

(4) 時間外の活動の許可条件

- ア 学習成績が不振でないこと。（4月の課題テストを含む直近の定期考査結果において30点未満の科目がないこと。）
- イ 顧問が必ず立ち会い監督すること。

附 則

この方針は、平成31年4月1日から施行する。

令和2年1月23日 改正

令和3年4月 5日 改正